

北本市議会議員政治倫理調査会規程（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、北本市議会議員政治倫理条例（平成30年条例第〇〇号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、北本市議会議員政治倫理調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 調査会は、議長より付託された政治倫理基準に反する行為の存否について調査する。

（組織）

第3条 調査会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、調査請求をした議員（連署をした議員を含む。以下同じ。）及び調査対象の議員以外の議員のうちから議長が指名する。

（任期）

第4条 委員の任期は、当該調査の終了までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 調査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。

5 調査会の調査は、調査請求をした議員、調査対象の議員その他関係者に対し、資料請求、事情聴取等により行うものとする。

(調査結果の報告等)

第7条 調査会は、調査が終了したときは、調査結果を書面により、議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、調査結果を尊重し、調査対象の議員に対し、必要な措置を講じなければならない。

(公表の方法)

第8条 条例第6条の規定による調査結果の公表は、北本市議会だより及び北本市議会のホームページに掲載することにより行うものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(調査に係る帳票)

第10条 調査会の調査に係る帳票等については、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、その都度会長が調査会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

名称	様式番号
調査請求書	様式第1号
調査付託書	様式第2号
調査会出席要請書	様式第3号
調査結果報告書	様式第4号

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

北本市議会議長 様

請求者	北本市議会議員	ⓐ
	北本市議会議員	ⓑ
	北本市議会議員	ⓒ

調 査 請 求 書

北本市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

- 1 調査の対象となる議員の氏名
- 2 調査の対象となる行為の内容
(北本市議会議員政治倫理条例第3条第 項 に該当)
- 3 上記2を証する書類
別紙のとおり

様式第2号（条例第10条関係）

第 号
年 月 日

北本市議会議員政治倫理調査会
会長 様

北本市議会議長

印

調 査 付 託 書

北本市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、次のとおり調査を付託
します。

- 1 調査の対象となる議員の氏名
- 2 調査の対象となる行為の内容
(北本市議会議員政治倫理条例第3条第 項 に該当)
- 3 上記2を証する書類
別紙のとおり

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

北本市議会議長



調 査 会 出 席 要 請 書

次のとおり北本市議会議員政治倫理調査会を開催しますので、北本市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、出席を求めます。

- 1 調査会の日時 年 月 日 時 分から
- 2 調査会の場所
- 3 調査会の調査事由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

北本市議会議長 様

北本市議会議員政治倫理調査会
会長

調 査 結 果 報 告 書

年 月 日付けで調査の付託を受けた件について、北本市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 調査の対象となる議員の氏名
- 2 調査の対象となる行為の内容
(北本市議会議員政治倫理条例第3条第 項 に該当)
- 3 調査の結果